

公益財団法人宇部市文化創造財団
役員等の報酬及び費用に関する支給基準

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人宇部市文化創造財団（以下「財団」という。）の定款第15条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等及び費用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の執行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、各年度の総額が5,760,000円を超えない範囲で、別表1により支給する。
- 3 非常勤役員のうち常務理事の報酬は月額とし、各年度の総額が1,620,000円を超えない範囲で、別表1により支給する。
- 4 非常勤役員の報酬は日額とし、各年度の理事の総額が400,000円、監事の総額が200,000円を超えない範囲で、財団の職務執行に必要な会議等に出席の都度、別表1により支給する。
- 5 評議員には、定款第15条に定める金額の範囲内において、財団の職務執行に必要な会議等に出席の都度、別表1により支給する。
- 6 同一の日に2以上の会議等に出席した場合であっても、日額とし、重複して支給しない。
- 7 役員等から辞退の申し入れがあった場合には報酬等は支給しない。
- 8 役員等には、賞与及び退職手当その他これらに類する報酬は支給しない。
- 9 役員等のうち、宇部市の特別職及び一般職の職員並びに財団の職員については、報酬等は支給しない。

(報酬等の支給日)

第4条 常勤役員、非常勤役員のうち常務理事の報酬等は、その月の月額の全額を毎月19日（その日が、休日にあたるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日）に支給することを原則とする。

- 2 非常勤役員及び評議員の報酬等は、財団の職務執行に必要な会議等の出席等、必要の都度、支給することを原則とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第6条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、別表2により通勤手当を支給する。

(旅費の支給)

第7条 役員等が、本財団の業務のため出張する場合は、公益財団法人宇部市文化創造財団旅費規程に準じて、旅費を支給する。

(費用の支払い)

第8条 財団は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用について、必要に応じ支払うことができるものとする。

2 前項により支払う場合は、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

(公表)

第9条 財団は、この基準をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この基準の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年6月20日から施行する。

別表1 役員等の報酬（第3条関係）

区 分	報 酬
常勤役員	月額480,000円を超えない範囲内において、理事会の決議により定める額
非常勤役員 (常務理事)	月額135,000円を超えない範囲内において、理事会の決議により定める額
非常勤役員 (理事、監事)	日額 4,000円
評議員	日額 4,000円

別表2 常勤役員の通勤手当（第3条関係）

区 分	金 額 等
通勤手当	公益財団法人宇部市文化創造財団給与規程別表5を準用する。